

平成26年度有価証券報告書レビュー（重点テーマ審査）を踏まえた

留意すべき事項

金融庁及び財務局等は、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

このうち、平成26年度の「重点テーマ審査」に関して、現在（平成27年3月31日公表時点）までの実施状況を踏まえて、複数の会社に共通して記載内容が不十分なため充実させるべきであると認められた点を、以下のとおり取りまとめました。

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

退職給付制度の概要の記載が、連結グループで実際に採用している制度の内容と一致していない事例や、他の部分の記載内容と整合しない事例が確認されています。退職給付制度の概要は、連結グループで実際に採用している制度の内容が理解できるように、正確に記載する必要がある点に留意してください（連結財務諸表規則第15条の8第1項第1号、第15条の8の2、財務諸表等規則第8条の13第1項第1号、第8条の13の2第1項第1号等）。

(2) 年金資産の主な内訳

年金資産の主な内訳について、以下のような理由により資産の内容が読み取れない事例が確認されています。

- ・「その他」の割合が過大
- ・「オルタナティブ」として記載している資産が、性質やリスクの異なる重要な資産を含んでいるにもかかわらず、その旨の説明がない

年金資産の主な内訳は、その資産の内容を明瞭に示すように、適切な区分ごとに記載する必要がある点に留意してください（連結財務諸表規則第15条の8第1項第8号イ、連結財務諸表規則ガイドライン15の8⑦(1)、財務諸表等規則第8条の13第1項第6号イ、財務諸表等規則ガイドライン8の13⑤(1)等）。

2. 退職給付信託として設定した株式に関する開示

退職給付信託として設定した株式が、みなし保有株式（純投資目的以外の目的で、信

託契約等に基づき議決権の行使を指図する権限等を有する株式)に該当するにもかかわらず、これをみなし保有株式として開示していない事例が確認されています。退職給付信託に含まれるみなし保有株式については、「コーポレート・ガバナンスの状況」において、その銘柄、株式数等を開示する必要がある点に留意してください（企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式記載上の注意(37)で準用する第二号様式記載上の注意(57)a(e)ii）。

以上